



法社会学の現在 : 『法--その実践的基盤』(『法社会学』第五七号)を編んで

樫村, 志郎

(Citation)

書斎の窓, 521:14-19

(Issue Date)

2003-02

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006612>



法社会学の現在

——『法—その実践的基盤』（『法社会学』第五七号）を編んで

檜村志郎

一

私は、日本法社会学会の機関誌『法社会学』第五七号の特集として「法—その実践的基盤」を企画編集した。この特集の題は「法」という単純なテーマである。こういう端的なテーマを掲げたのは、この号がはじめてかもしれない。それだけに編集委員会では、趣旨が不明であるという批判も受けた。

この特集によって私が描いてみたかったのは、この言葉どおり単純なことからである。法を法社会学が適度な距離をおいて眺めるという図柄である。

法社会学がそうした視点を獲得しえたのは古い事ではないが、昔の視点はそこで眺められた法が古くなるとともに、今では古くなってしまった。ここで眺められているのは、具体的現実的な存在としての現代日本社会の「法」であり、それはちょうど反対側から見ると、現代日本の法をとらえる「法社会学」の現在の視点なのである。

二

最近ある人から、「やはりエールリッヒとかを基礎にしておられるのですか」と丁寧に関心された。すべて

の学問には、「父」や「母」と呼ばれる創始者や革命児がいる。法社会学の父母は、エールリッヒとウェーバーであることになっている。こうした父や母の名を忘れかねている学問はまだ成熟していないのだという名言がある。実際、私の最近公表した講義案でもエールリッヒとウェーバーからはじめているのだから、未熟扱いされても文句はいくべきでないかもしれない。

だが、このような法社会学でも、ゆっくりとした発展がある。同じエールリッヒやウェーバーを講義するにしても、一〇年前、二〇年前とはあきらか

に異なった内容・視点になっている。あるいは、他の法学の領域にも増して、法社会学の変化は激しいのではないかと想像している。

私は法社会学の講義を一九八〇年にはじめたが、講義の教材というか、いわゆるネタを探すのに、いつも苦労していた。もちろん私の勉強不足が主な原因だが、法というものを、徹底して外側からとらえる研究がまだほとんどなかったことも事実であった。

日本の法社会学では、六本佳平先生の体系書『法社会学』（有斐閣、一九

八六年）はまだ出版されておらず、棚瀬孝雄先生のおびただしい業績もこの時期にはまだ現れはじめているに過ぎなかった。ここでは、両先生の業績や、その前後に公表された諸先達の多数の業績をきちんと意味付けることなどは、私にはできないことだが、実感にまかせて言ってしまうと、一九七〇年代後半以降、法社会学者の多くの人々は、法をどのようにとらえるかという問いに答えるために、多大の努力を注いできたように感じられる。七〇年代後半に綱領的トーンであらわされ

た一連の論文がその画期であり、六本佳平「法の社会学的理論（一）」（『法学協会雑誌』第九六巻、一九七九年、第一〇〇巻、一九八三年）、棚瀬孝雄「紛争と役割過程（一）（二）」（『法学論叢』第一〇一卷、一九七七年）、やや間接的だが、宮澤節生「刑事法学における科学的探究と価値判断の交錯」（碧海純一編『法学における理論と実践』一九七五年、所収）等である。海外の研究では、バークレイのフィリップ・セルズニクの理論がまとまった立場を示しているが、タルコット・パーソン

ズの初期の論文「法と社会統制」等も、最近読み直すと、かなりよい感じである。これらの理論的努力は、法を、法学の内部からではなくその外部から眺める視点の発見と洗練とを、意図的にあるいはそれと自覚されずにを行い、その後の時代のより経験主義的な研究を方向付けるとともに促していたと、私は考えている。

こうした発展が法社会学の外にほとんど知られていないことを、私はかねてから残念に思っている。右に述べたような発展はエールリッヒやウェーバーを忘れさせてしまうような発展ではないが、それでも、法社会学的作業について、「法の外の現実の世界を見ること」だとか、「法解釈論に役立つ事実を証明すること」だとかいうようなイメージが法学界ではまだ通用しているという状況は、素朴と形容してもほめすぎであろう。

だがこうした状況には法社会学者自身に決定的な責任がある。というのも、法社会学界の内部でさえ、右のような理論的發展を認識し、意識的に総合し、生かしていくという自覚作用が、いかにしてかほとんど働かなかつたようなのである。その証拠として、いまでも法社会学の「任務」や「アイデンティティ」に関するプログラムの疑問が繰り返し提起されているし、実践志向的政策論と理論志向の実証研究との区別がつねに曖昧になっている。理論的対話や実証的相互批判が欠けている現状は、専門家として恥ずかしいことであり、こういう状態をつくり出してきた我々はおめでたいと言われても甘過ぎる位であろう。

三

「法社会学をやっている面白いでしょうね」という意味のことを先輩や同

僚から言われることがある。それは、たいていは、こうした素朴な誤解にもとづく実感が三分の一（多くとも）、その誤解の上になつて、好き勝手なことができてよいという嫌味が三分の一（少なくとも）、同じく実践的な役に立たないと言ふ不満が三分の一（少なくとも）から成り立っている。要するに法社会学者は好き勝手な研究をしていると、一部の実定法学者には見えていられない。確かに、すでに存在する実定法学の観点があるというのに、なぜ眼の新たな置きどころを探して、それもことさらに法の外部に、さまよいだす必要があるとは、理解や納得はおろか想像さえつかないかもしれない。それなら法社会学研究はせいぜい自己満足にすぎないのではないかという疑問が湧いても当然である。

なぜ法社会学者は、実定法学の優先順位に沿って探究を行わないのか。な

ぜ紛争のレトリックだの、一般人の意見だの、法の言説構造だの、政治体制と法のあり方の関連だのの研究ばかりしているのか。なぜ、紛争当事者をずばり納得させるようなデータを集めようとか、一般人の法意識を啓蒙啓発しようとか、法的言説の正しい在り方の手本を示そうとか、望ましい政治体制のために運動するとか、しないのか。その理由は、法社会学者やいわゆる基礎法学研究者には、体感的に把握され、案外広く共有されているように思うが、私なりにその一つの側面を説明

の形にするとつぎのようになる。

よく言われるように、すべての社会研究は、社会の自己認識作業である。いやかもしれないが実定法学もそうである。いささか素朴に言えば、自然科学の研究対象は「そこにある」ものであり、イーアン・ハッキングの言うように、その認識は自然界への介入として理解できる（『表現と介入』産業図書、一九八六年）。これに対して、社会研究の対象は、法にせよ、政治にせよ、研究者がすでに一人の社会メンバーとして、それに参与している過程・

組織等のものである。だから、社会研究の対象もまた、研究以前に「すでにそこに与えられている」ものだが、その与えられ方というものが、社会のあり方によってメンバーを含み込んで形成されたものである。

いま社会研究のあり方に関連して言う、これには二つの大事な意味がある。

第一には、社会を認識するということは、社会のあり方をあらためて見直すというものであり、その範囲には例外がない。それは多くのことを意味す

るが、この主題に関して言うと、社会研究にとっては研究対象の与えられ方そのものを捉え直すことが日常的作業になるということである。社会というものはいつも変動しているから、法であれ経済であれ、社会的対象の与えられ方もつねに変動している。同じ捉え方に執着してはいけない。中島みゆきも「世情」でそう歌っている。ことなる対象の捉え方のうちすぐれたものは、対象と人間の関係を変化させるので、多くの社会科学的努力が、代替的な対象の捉え方の発見と洗練——いわゆる理論化——に注がれることになる。

第二には、社会研究は、社会という対象への介入であるため、その研究対象である社会の人々との交流という形式をとらなければならない。どれほど「突き放した」立場からの研究でも社会との少なくとも暗黙の交流を含む。

たとえば、社会科学者は、アンケートの質問を考える際にも想像上の回答者と暗黙の会話を行うものである。社会科学では運動も啓蒙もある意味で研究でありうるが、その一つの理由はここにある。そこに社会研究に特有の危険性もあり、それはすべての交流が研究とは限らないということから出てくる。その危険をいくらかでも軽減するために、研究者は適度に距離をおいたしっかりとした視点から社会を眺める必要が出てくる。

四

法学や、その他の社会科学が実践的課題にこたえることも、こうした二方面での努力に裏打ちされていないと成功がおぼつかないのである。たとえば、法意識の啓蒙という課題を考えてみよう。いわゆる司法改革の中で、法をどんどん使おうという宣伝が目につ

くが、日本社会では法がどのように意識化されているのか等の前提事実について、覚めたりリアルな認識に欠けた議論が多いようだ。改革をよばわるおびただしい発言があるが、事実に裏付けられた基礎の上ではなく利害と思ひ込みの上での議論が目立つし、社会学的事実の認識と実践的提案がしばしば区別されていない。まして社会学的洗練などは方向すら見えないことが多い。法という対象を構成しているさまざまな社会的知識や考え方、その多義性や概念的混乱、それらの上で慣行的に安定している人々の行動の仕方に手を触れることなしに、どんな改革が可能だろうか。

善意に満ちた魔法使いが呪文をとなえれば何でもただちに実現するもののだとは誰も信じない。けれど、差別防止のための研究や施策が、差別的イメージを拡大する結果になることは少なく

ない。今日の社会改革は、社会的事実の認識に基づいて行われなければならないが、そうした認識過程が社会交流であるからこそ、認識者の立場性は常にその同一の過程の中で問われ続けなければならない。

二〇世紀の社会研究は、社会を合理的に規律していく作業に携わる中からこうした問題に気づき、対処の方法を洗練してきた。ウェーバーは、デュルケムとならんで、この主題の主たる発見者であり、エールリッヒも重要な役割を果たした。かれらはこの意味で古

典であり続けるだろう。その後、社会研究が、社会の反省的装置の主要なものといえる言語の問題をとりあげていくことになるのも必然の発展である。これらにさまざまな影響されながら、法社会学は、変化する社会の中で法の与えられ方を主題としてきた。

法社会学——その実際の研究過程——の本当の価値と面白さ・あやうさとその対処策を伝えるにはどうしたらよいか。うまいやり方はわからない。今回の特集では、本格的な研究報告でありつつも、法社会学理論が法を眺め

る現在の視点が明確になるようにと執筆者に注文をつけた。それぞれ異なった理論と方法からの論考であるが、はからずも、集団・言語・コミュニケーション等への注目が、多くの論考の基盤をなしているように感じられる。法社会学の現在を知っていたくためには、拾い読みでなくできれば通読していただけるとよいと希望している。

(かしむら・しろう) II

神戸大学大学院法学研究科教授

法——その実践的基盤
〔法社会学／第五号〕

四〇〇〇円＋税